

訪問看護サービス利用契約書 (介護保険)

株式会社フルフィル

訪問看護ステーションふるる

(令和8年6月1日改定)

訪問看護サービス利用契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と、訪問看護ステーションふるる（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条. （訪問看護サービスの目的） 当事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。

第2条. （契約期間）

1. この契約期間は ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 とします。
2. 上記契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条. （訪問看護計画とサービスの提供）

1. 事業者は、利用者の日常生活の現状及びその意向を踏まえて、主治医の指示書及利用者の居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）に沿って、療養上の目標や具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、これに沿って契約書別紙「重要事項説明書」に記載した内容の訪問看護を計画的に提供します。
2. 事業者は、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）が作成されていない場合でも訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。
3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整を行い、訪問看護計画の変更の対応を行います。

第4条. （サービス提供の記録等）

1. 事業者は、それぞれのサービス提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。

第5条. （利用者負担金の滞納）

1. 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときにはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

2. 事業者は、前項の催告をしたときは、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、居宅サービスの変更、介護保険以外の公的サービスの利用等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条. （利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第7条. （事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、主治医および居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者に連絡します。

第8条. （合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第9条. （契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 四 第7条に基づき、事業者から契約の意思表示がなされたとき
- 五 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了されます
 - （一）利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - （二）利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
 - （三）利用者が死亡したとき

第10条. （損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第 11 条. （秘密保持）

1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いません。

ただし、居宅サービス計画書・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護事業者が、利用者及びその家族から、居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）に位置付けたサービス事業者が個人情報を使用することについて、同意を得ている場合にはこの限りではありません。

第 12 条. （苦情対応）

1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

第 13 条. （契約外条項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して利用者と事業者が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を 2 通作成し、利用者及び事業者は署名捺印の上、各 1 通ずつ保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<ご利用者>

私は、以上の契約の内容について説明を受け内容を確認しました。私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住 所：〒

氏 名：

電話番号：

<ご家族・代理人>

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。

本人との関係：（ ）

署名を代行した理由：

住 所：〒

氏 名

電話番号：

<事業者>

当事業者は、居宅サービス事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所在地 〒567-0802 大阪府茨木市総持寺駅前町 6-6

名 称： 株式会社フルフィル

管理者： 孝橋 由佳

TEL： 072-657-8380 FAX： 072-657-8390

訪問看護ステーションふるる